

犯罪行為・時系列目録

- 熱海福祉事務所 三谷 某 元所長、河西内科循環器科クリニック 河西 研一 院長、南あ
たみ第一病院 大坪 由里子 理事長らの、犯罪行為を、下記の通り、時系列で列挙する。

告発人 日本セーフティネット協会
代表 新村 紘宇二

1. 平成 22 年 11 月 15 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『**水際作戦**』を率先して「奨励教唆」すべく、行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)をもって、「医療要否意見書」を偽造し、**正規の「医療要否意見書」**に『**稼働能力の程度 15 才～59 才入院外の場合のみ記入 就労 可 否 可の程度 ア 軽作業のみ イ 中作業 ウ 重作業も可**』を付け加え、当該偽造「医療要否意見書」を行使して、要保護者・被保護者である ■■■■■(以下被害者 Z)が、重度の『**身体障害者**』であり、末期重篤の『**二次性変形性股関節症**』による「**手術適応**」の「**就労不能者**」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「稼働能力者」に仕立てて、強制的に『**就労活動**』(**ハローワーク通い**)をさせ、及び、もし「**就労活動**」(**ハローワーク通い**)をしない場合は、「**指示義務違反**」として「**保護打ち切り/保護停止及び廃止**」等にし、**殺害せんと目論見(未必の故意)**、同年同月同日、被害者 Z の担当ケースワーカー(以下担当 CW)である望月則孝を介して、生活保護指定医院である、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニック 河西研一院長に、当該偽造公文書「**医療要否意見書**」を行使交付したものである。
2. 交付を受けた、生活保護指定医院である、河西内科循環器科クリニック 河西研一院長は、平成 22 年 11 月 24 日、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニックにて、当該「**医療要否意見書**」が偽造公文書であり、且つ上記 1 の行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)を知りながら、且つ被害者 Z が『**手術適応**』の「**二次性変形性股関節症**」患者であることを知りながら、上記 1 の三谷所長の意を汲んで、自らも積極的に、被害者 Z を「稼働能力者」に仕立て、被害者 Z と一度も会ったこともなく、且つ当然のことながら一度の診察もしたことがないのに、自らを「主治医」とし、当該偽造公文書行使等によって『**稼働能力の程度 15 才～59 才入院外の場合のみ記入 就労 可 否 可の程度 ア 軽作業のみ イ 中作業 ウ 重作業も可**』と、更なる、虚偽の記載をし、当該偽造公文書である「**医療要否意見書**」を、同年同月同日付けで、上記 1 の三谷所長に同書を行使返戻したものである。
3. 平成 23 年 4 月 13 日、熱海福祉事務所 社会福祉課所属職員である、井上将来は、上記 2 の偽造及び虚偽有印公文書である「**医療要否意見書**」の**教唆に従い**、同年 4 月 1 日付けで、被害者 Z の担当 CW になったことを知らせることにかこつけ、熱海市■■■■■■■■■■被害者 Z 宅に、「**立ち入り調査票**」を見せることなく、ずかずかと無断で上がり込み、**引継ぎ事務を悪し様にして**、「**今度、俺が担当 CW になった井上という者だ！、俺は望月とは違うぞ！、男が居るんだろう！、男なんかが居るなら生活保護なんてとんでもないぞ！、■■■をやったじゃないか！、■■■をやったんだから働けないなんてことはないはずだ！、就労活動をしろ！、わかったか！、もし就労活動しないなら保護は打ち切るぞ！**」等々、凄みをきかせて睨みつけ、被害者 Z を威嚇し、被害者 Z をいいしれぬ恐怖のどん底に陥れ、『**措置的殺処分**』⇒「**厭世自殺**」・「**保護辞退**」・「**就労活動**」・「**処分受忍**」等の「**強迫観念**」に追い込み、被害者 Z を、「**未必の故意**」により**殺害せんとした**ものである。

4. 平成 23 年 4 月 19 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『**水際作戦**』を率先して「奨励教唆」すべく、行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)をもって、「医療要否意見書」を偽造し、**正規の「医療要否意見書」**に『**稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働**』を付け加え、当該偽造「医療要否意見書」を行使して、被害者 Z が、重度の『身体障害者』であり、末期重篤の『二次性変形性股関節症』による「**手術適応**」の「**就労不能者**」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「稼働能力者」に仕立てて、強制的に『就労活動』(**ハローワーク通い**)をさせ、及び、もし「就労活動」(**ハローワーク通い**)をしない場合は、「指示義務違反」として「保護打ち切り/保護停止及び廃止」等にし、**殺害せんと目論見(未必の故意)**、同年同月同日、被害者 Z の担当 CW である井上将来を介して、生活保護指定医院である、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニック 河西研一院長に、当該偽造公文書「医療要否意見書」を行使交付したものである。
5. 交付を受けた、生活保護指定医院である、河西内科循環器科クリニック 河西研一院長は、平成 23 年 4 月 22 日、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニックにて、当該「医療要否意見書」が偽造公文書であり、且つ上記 4 の行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)を知りながら、且つ被害者 Z が『**手術適応**』の「二次性変形性股関節症」患者であることを知りながら、上記 4 の三谷所長の意を汲んで、自らも積極的に、被害者 Z を「稼働能力者」に仕立て、自らを「主治医」とし、当該偽造公文書行使等によって『**稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働**』及び『**上記の通り (1. 入院 2. 入院外) の医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます**』と、更なる、虚偽の記載をし、当該偽造公文書である「**医療要否意見書**」を、同年同月同日付けで、上記 4 の三谷所長に同書を行使返戻したものである。
6. 平成 23 年 9 月 5 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『**水際作戦**』を率先して「奨励教唆」すべく、行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)をもって、「医療要否意見書」を偽造し、**正規の「医療要否意見書」**に『**稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働**』を付け加え、当該偽造「医療要否意見書」を行使して、被害者 Z が、重度の『身体障害者』であり、末期重篤の『二次性変形性股関節症』による「**手術適応**」の「**就労不能者**」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「稼働能力者」に仕立てて、強制的に『就労活動』(**ハローワーク通い**)をさせ、及び、もし「就労活動」(**ハローワーク通い**)をしない場合は、「指示義務違反」として「保護打ち切り/保護停止及び廃止」等にし、**殺害せんと目論見(未必の故意)**、同年同月同日、被害者 Z の担当 CW である加藤久晴を介して、生活保護指定医院である、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニック 河西研一院長に、当該偽造公文書「医療要否意見書」を行使交付したものである。
7. 交付を受けた、生活保護指定医院である、河西内科循環器科クリニック 河西研一院長は、平成 23 年 9 月 27 日、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニックにて、当該「医療要否意見書」が偽造公文書であり、且つ上記 6 の行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)を知りながら、且つ被害者 Z が『**手術適応**』の「二次性変形性股関節症」患者であることを知りながら、上記 6 の三谷所長の意を汲んで、自らも積極的に、被害者 Z を「稼働能力者」に仕立て、自らを「主治医」とし、当該偽造公文書行使等によって『**稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働**』と、更なる、虚偽の記載

をし、当該偽造公文書である「**医療要否意見書**」を、同年同月同日付けで、上記6の三谷所長に同書を行使返戻したものである。

8. 平成24年7月24日、熱海市中央町1番1号熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『**水際作戦**』を率先して「**奨励教唆**」すべく、行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)をもって、「**医療要否意見書**」を偽造し、**正規の「医療要否意見書」**に『**稼働能力(15才～64才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働**』を付け加え、当該偽造「**医療要否意見書**」を行使して、被害者Zが、重度の『**身体障害者**』であり、末期重篤の『**二次性変形性股関節症**』による「**手術適応**」の「**就労不能者**」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「**稼働能力者**」に仕立てて、強制的に『**就労活動**』(**ハローワーク通い**)をさせ、及び、もし「**就労活動**」(**ハローワーク通い**)をしない場合は、「**指示義務違反**」として「**保護打ち切り/保護停止及び廃止**」等にし、**殺害せんと目論見(未必の故意)**、同年同月同日、被害者Zの担当CWである加藤久晴を介して、生活保護指定医院である、熱海市中央町17-15 河西内科循環器科クリニック 河西研一院長に、当該偽造公文書「**医療要否意見書**」を行使交付したものである。
9. 交付を受けた、生活保護指定医院である、河西内科循環器科クリニック 河西研一院長は、平成24年7月25日、熱海市中央町17-15 河西内科循環器科クリニックにて、当該「**医療要否意見書**」が偽造公文書であり、且つ上記8の行使の目的(**水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等**)を知りながら、且つ被害者Zが『**手術適応**』の「**二次性変形性股関節症**」患者であることを知りながら、上記8の三谷所長の意を汲んで、自らも積極的に、被害者Zを「**稼働能力者**」に仕立て、自らを「**主治医**」とし、当該偽造公文書行使等によって『**稼働能力(15才～64才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働**』と、更なる、虚偽の記載をし、当該偽造公文書である「**医療要否意見書**」を、同年同月同日付けで、上記8の三谷所長に同書を行使返戻したものである。
10. 平成24年11月8日、熱海福祉事務所 社会福祉課職員であり、且つ被害者Zの担当CWである加藤久晴は、上記2、上記5、上記7、上記9の、偽造及び虚偽有印公文書である「**医療要否意見書**」の**教唆に従い**、熱海市■■■■■■■■■■の被害者Z宅に赴き、「**貴方は歩いて病院に通っている、つまり歩ける状態なので仕事に就いてほしい、医師の意見書も就労が可能であると言っているので、ハローワークに行って求職活動を頻繁にするように!**」と言ひ、『**求職活動・収入申告書**』12枚を被害者Zに手渡し、「**求職活動をきちんと役所までこの書類を持参し都度報告して下さい!それをしないと『保護打ち切りの処置もある!』**」と、急に語気を強めて言い放ち、**凄みをきかせて被害者Zを威嚇し**、被害者Zを**いいしれぬ恐怖感に陥れ**、『**措置的殺処分**』⇒「**厭世自殺**」・「**保護辞退**」・「**就労活動**」・「**処分受忍**」等の「**強迫観念**」に追い込み、被害者Zを「**未必の故意**」により**殺害せんとしたものである**。
11. 平成24年11月22日、生活保護指定医院である、熱海市下多賀477 南あたみ第一病院(代表者 大坪由里子理事長)の、一相談員である**齊藤公代**は、同所同院において、上記10の加藤久晴と共謀の上、別紙添付の、「**熱海市生活保護室：加藤より**」の、『**偽計文書**』を作成し、南あたみ第一病院(代表者 大坪由里子理事長)の医師である、「**漢方専門医**」、及び、単なる「**外科医**」にすぎない**田澤三郎 Dr**に、口頭及び同文書をもって、下記12の「**検診書**」及び、下記15の「**医療要否意見書**」に、被害者Zの「**就労可否**」について、「**稼働能力者**」であるかのように『**就労可**』と記すように示唆し、「**偽計業務妨害罪**」・「**虚偽診断書等**

作成教唆罪」・「偽造公文書行使等教唆罪」の犯行に及んだものである。

12. 平成 25 年 1 月 17 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『水際作戦』を率先して「奨励教唆」すべく、行使の目的(水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等)をもって、「検診書」を作成し、被害者 Z が、重度の『身体障害者』であり、末期重篤の『二次性変形性股関節症』による「手術適応」の「就労不能者」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「稼働能力者」に仕立てて、強制的に『就労活動』(ハローワーク通い)をさせ、及び、もし「就労活動」(ハローワーク通い)をしない場合は、「指示義務違反」として『保護打ち切り/保護停止及び廃止』等にし、**殺害せんと目論見(未必の故意)**、同年同月同日、被害者 Z の担当 CW である加藤久晴を介して、生活保護指定医院である、熱海市下多賀 477 南あたみ第一病院の代表者 大坪由里子理事長に、当該「検診書」を交付したものである。
13. 交付を受けた、生活保護指定医院である、熱海市下多賀 477 南あたみ第一病院の代表者 大坪由里子理事長は、平成 25 年 1 月 25 日、医師職員である、「漢方専門医」、及び、単なる「外科医」である田澤三郎 Dr に、田澤三郎 Dr が、平成 22 年 10 月 15 日に検診したことのある被害者 Z を再度検診し、当該「検診書」を作成するよう指示し、指示を受けた田澤三郎 Dr は、手許にある『偽計文書』が、斉藤公代作成日の平成 24 年 11 月 22 日から、当該「検診書」記載日の、平成 25 年 1 月 25 日まで、「2 ヶ月 3 日 / 64 日間」正式文書として取り扱われている・大坪由里子理事長承認によるものなので、当該『偽計文書』の示唆に従って、被害者 Z が、末期進行性の「二次性変形性股関節症」で、以前(平成 22 年 10 月 15 日)より、更に症状が悪化しており、直ぐにでも『手術の適応』が必要であることを知りながら、「稼働能力判定」欄に、「**B 現在受診しながら稼働できる a 軽作業 b 中程度作業 c 重作業**」と、虚偽の記載をし、虚偽診断書等作成をして、同年同月同日付けで、上記 12 の三谷所長に当該「検診書」を返戻したものである。
14. 平成 25 年 1 月 18 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『水際作戦』を率先して「奨励教唆」すべく、行使の目的(水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等)をもって、「医療要否意見書」を偽造し、正規の「医療要否意見書」に『稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働』を付け加え、当該偽造「医療要否意見書」を行使して、被害者 Z が、重度の『身体障害者』であり、末期重篤の『二次性変形性股関節症』による「手術適応」の「就労不能者」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「稼働能力者」に仕立てて、強制的に『就労活動』(ハローワーク通い)をさせ、及び、もし「就労活動」(ハローワーク通い)をしない場合は、「指示義務違反」として「保護打ち切り/保護停止及び廃止」等にし、**殺害せんと目論見(未必の故意)**、同年同月同日、被害者 Z の担当 CW である加藤久晴を介して、生活保護指定医院である、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニック 河西研一院長に、当該偽造公文書「医療要否意見書」を行使交付したものである。
15. 交付を受けた、生活保護指定医院である、河西内科循環器科クリニック 河西研一院長は、平成 25 年 1 月 28 日、熱海市中央町 17-15 河西内科循環器科クリニックにて、当該「医療要否意見書」が偽造公文書であり、且つ上記 14 の行使の目的(水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等)を知りながら、且つ被害者 Z が『手術適応』の「二次性変形性股関節症」患者であることを知りながら、上記 14 の三谷所長の意を汲んで、自らも積極的に、被害者 Z を「稼働能力者」に仕立て、自らを「主治医」とし、当該偽造公文書行使等によって『稼働能力(15 才～64 才入院

外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働』と、更なる、虚偽の記載をし、当該偽造公文書である「医療要否意見書」を、同年同月同日付けで、上記 14 の三谷所長に同書を行使返戻したものである。

16. 平成 25 年 1 月 23 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、生活保護における『水際作戦』を率先して「奨励教唆」すべく、行使の目的(水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等)をもって、「医療要否意見書」を偽造し、正規の「医療要否意見書」に『稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働』を付け加え、当該偽造「医療要否意見書」を行使して、被害者 Z が、重度の『身体障害者』であり、末期重篤の『二次性変形性股関節症』による「手術適応」の「就労不能者」であることを知りながら、恰も、就労能力があるかのように「稼働能力者」に仕立てて、強制的に『就労活動』(ハローワーク通い)をさせ、及び、もし「就労活動」(ハローワーク通い)をしない場合は、「指示義務違反」として「保護打ち切り/保護停止及び廃止」等にし、殺害せんと目論見(未必の故意)、同年同月同日、被害者 Z の担当 CW である加藤久晴を介して、生活保護指定医院である、熱海市下多賀 477 南あたみ第一病院の代表者 大坪由里子理事長に、当該偽造公文書「医療要否意見書」を行使交付したものである。
17. 交付を受けた、生活保護指定医院である、南あたみ第一病院の代表者 大坪由里子理事長は、平成 25 年 2 月 5 日、当該「医療要否意見書」が偽造公文書であり、且つ上記 16 の行使の目的(水際作戦=要保護者・被保護者の『措置的殺処分』⇒「厭世自殺」・「保護辞退」・「就労活動」・「処分受忍」等)を知りながら、且つ被害者 Z が『手術適応』の「二次性変形性股関節症」患者であることを知りながら、それらの治療を一切無視し、『転医』もせず、上記 16 の三谷所長の意を汲んで、平成 25 年 1 月 25 日、「検診書」を作成させた田澤三郎 Dr に、当該「検診書」作成当時同様の示唆(上記 13 における『偽計文書』の教唆)をもって、上記 13 同様、『稼働能力(15 才～64 才入院外の場合) 1. 不能 2. 軽労働 3. 中労働 4. 重労働』の、虚偽の記載をさせ、当該田澤三郎 Dr は、余儀なく虚偽の記載をし、当該偽造公文書である「医療要否意見書」を、「偽造公文書行使等」によって、同年同月同日付けで、上記 16 の三谷所長に同書を行使返戻したものである。
18. 平成 25 年 1 月 31 日、熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所福祉事務所にて、三谷所長は、被害者 Z が、『主は自営していた■■■の廃業により生活困窮を訴え、平成 22 年 9 月 9 日付けで生活保護申請を行ったもの。保護申請当初に検診を行ったところ、就労は不可と判断されていたため、保護開始後は不就労であったが、現在の医療要否意見書においては、就労について中作業程度まで可能であると判断されている』として、被害者 Z の、「主の稼働能力の判定について」という「ケース診断会議」を開催し、「診断結果」として、「稼働能力の判定に当たっては、『年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行なうこと』と生活保護手帳に記載されている。(P160 局第 4-2) このため本ケース診断会議により、主の稼働能力の判定を行なうものである。
- 医学的な面について、平成 25 年 1 月 17 日付けで主に対して行なった検診命令の結果、当初就労不可としていた南あたみ第一病院より「起立・歩行を伴う物を運搬するような荷重がかかる仕事は不可。座り仕事(事務・電話番等)は座り時間延長に伴う、腰股部痛に対して適宜疼痛軽減措置(クッション、体位変換等)を講じ乍ら可能」との記載であり「受診をしながら就労可」との回答を得た。
- また、過去の生活歴・職歴については、主は以前■■■としての勤務や、自営業で■■■経営実績など、人並み以上の経験をしており能力面で就職に対する阻害要因はないと思わ

れる。以上の事から就労の機会があれば、主はその能力を活用し発揮することは可能であると判断できる。一方、**医療要否意見書**にあるように仕事内容が限定されたり、フルタイムの労働が困難であることから、まずは短時間のものや事務作業（デスクワーク）のものを探す必要があると考える。主の社会との繋がりを絶たないという意味でも**求職活動は重要な位置づけである。**」と、**正規事務**を足蹴にし、当該会議出席者(三谷所長、加藤課長、茨木室長、藤間副室長、小竹CW、関戸CW、松井CW、鈴木CW、古橋CW、加藤久晴CW)全員で、上記2、上記5、上記7、上記9、上記15、上記17の、偽造及び虚偽有印公文書である「**医療要否意見書**」を承認し、且つ、上記13の虚偽有印公文書である「**検診書**」を承認し、更に、上記10における加藤久晴の未必の故意による殺人行為を追認し、尚更に、ダメ押しとして、下記19の未必の故意による殺人行為を、加藤久晴に実行/着手するよう出席者全員で『**共同謀議**』し、且つ、出席者全員で、当該「**ケース診断会議記録簿**」を作成押印して、「虚偽有印公文書作成罪」の犯行に及んだものである。

19. 平成25年2月21日、熱海市福祉事務所 社会福祉課所属職員であり、且つ被害者Zの担当CWである加藤久晴は、上記2、上記5、上記7、上記9、上記15、上記17の、偽造及び虚偽有印公文書である「**医療要否意見書**」及び、上記13の虚偽有印公文書である「**検診書**」及び、上記18の『**共同謀議**』、及び、虚偽有印公文書である「**ケース診断会議記録簿**」の**教唆に従い**、熱海市■■■■■■■■■■の被害者Z宅に赴き、別添「**連絡票**」なる強迫文書を玄関脇ポストに差し入れ、被害者Zを、『**措置的殺処分**』⇒「**厭世自殺**」・「**保護辞退**」・「**就労活動**」・「**処分受忍**」等の「**強迫観念**」に追い込み、被害者Zを「**未必の故意**」により**殺害せん**としたものである。被害者Zは帰宅後、当該「**連絡票**」なる虚偽公文書を見て、上記3及び上記10同様のショックを受け、その「**強迫観念**」に、いまだに怯えている。
20. 平成22年9月2日から平成25年02月26日にかけて、被害者Z(手術適応・末期重篤の二次性変形性股関節症)の、「主治医」として**診療した**、生活保護指定医院である、熱海市中央町17-15 河西内科循環器科クリニック(以下同CL)勤務医・スポーツDr本木下覚郎は、この間(2年5ヶ月24日間)、被害者Zに対し、自ら初診時に別添「**診断書**」の通り、「**手術等の加療が必要と考えられる**」と診断しておきながら、一切の適切な「**保存療法**」をせず、手術ができる他医院に『**転医**』もせず、副作用の強い消炎鎮痛剤「ロキソニン」を投与するのみで、同CLにとどめおき、もって同CL院長 河西研一の上記2、上記5、上記7、上記9、上記15、の虚偽有印公文書作成罪の犯行を**幫助し**、且つ、自らは、『**転医**』しないことによる、「**保護責任者遺棄致死傷罪**」の犯行に及んだものである。

● 上記1から上記20までの犯罪行為に関わった者の、可罰的違法性における『相当量刑』は、以下が適正なものである。

罪名・罰条 刑法第203条「殺人未遂罪」。教唆犯、実行犯/着手犯、共同正犯、幫助犯。

● 下記量刑

● 死刑	三谷 某(熱海福祉事務所・元所長)	教唆犯。
● 死刑	河西 研一(河西内科循環器科クリニック院長)	教唆犯。
● 死刑	氏名 不詳(熱海福祉事務所・嘱託医)	教唆犯。
● 無期 懲役刑	井上 将来(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	実行犯。
● 無期 懲役刑	加藤 久晴(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	実行犯。
● 有期 懲役刑 10年	加藤 忠弘(熱海福祉事務所・社会福祉課課長)	共同正犯。
● 有期 懲役刑 7年	茨木 祐一(熱海福祉事務所・社会福祉課室長)	共同正犯。
● 有期 懲役刑 5年	藤間 泰弘(熱海福祉事務所・社会福祉課副室長)	共同正犯。

●有期	懲役刑	3年	小竹 洋介(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	共同正犯。
●有期	懲役刑	3年	関戸 有理(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	共同正犯。
●有期	懲役刑	3年	松井 祐樹(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	共同正犯。
●有期	懲役刑	3年	鈴木 秀亮(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	共同正犯。
●有期	懲役刑	3年	古橋 卓也(熱海福祉事務所・社会福祉課CW)	共同正犯。
■有期	懲役刑	10年	本木下 覚郎(河西内科循環器科クリニック医師)	幫助犯。
●有期	懲役刑	7年	大坪 由里子(南あたみ第一病院理事長)	幫助犯。
●有期	懲役刑	5年	斉藤 公代(南あたみ第一病院相談員)	幫助犯。
●有期	懲役刑	3年	田澤 三郎(南あたみ第一病院医師)	幫助犯。

※ ●●は「殺人未遂罪」 ■は「保護責任者遺棄致死傷罪」 ●は「偽造公文書行使等罪」で立件検討。

注 上記「犯罪行為・時系列目録」における6ページ下段、●死刑 氏名 不詳(熱海福祉事務所・嘱託医) 教唆犯。の上記1～20への関わりは、「医療要否意見書」の「承認者」としてである。当該嘱託医の「承認」こそが、「医療要否意見書」の「お墨付き/権力承認」なのである。